



## 報道発表資料

山形労働局発表  
平成25年7月29日(月)

担当	山形労働局雇用均等室
	室長 宮村 雅江
	室長補佐 池田 史子
	電話 023-624-8228 FAX 023-624-8246

### 平成24年度 育児・介護休業法の施行状況について

～改正育児・介護休業法の全面施行により、相談・指導件数が増加～

山形労働局(局長 <sup>すなが としろう</sup> 須永 敏良)では、このほど、昨年7月に全面施行された改正育児・介護休業法の平成24年度における相談、行政指導、紛争解決の援助申立の状況についてとりまとめましたので、公表します。

#### 【施行状況のポイント】

##### 1. 相談の状況

- ・相談件数は922件で、改正育児・介護休業法の全面施行により増加している。そのうち労働者からの相談は73件(7.9%)で、2年続けて増加し、相談内容別では、育児休業、育児休業を理由とする不利益取扱いの相談が多くなっている。

##### 2. 行政指導の状況

- ・268事業所に対し、延べ1,495件の行政指導を行った。平成24年7月に全面施行された改正育児・介護休業法の内容が定着し、法の履行確保が図られるよう指導を行った結果、指導件数が前年度より増加した。

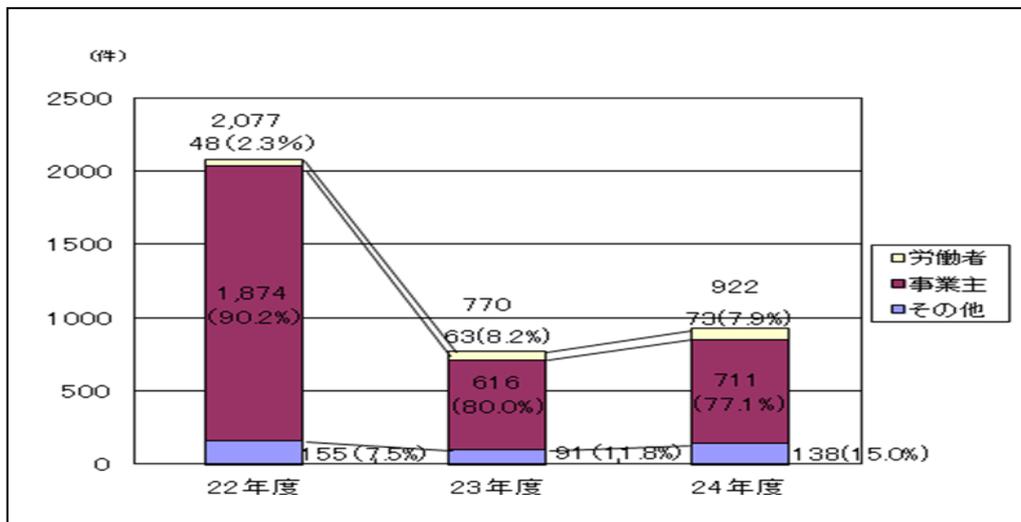
##### 3. 紛争解決援助の状況

- ・紛争解決の援助の申立件数は1件で、育児休業に係る不利益取扱いに関する事案であった。

## (1) 相談の状況

- ◆平成24年度の相談件数は、922件で、前年度（770件）より19.7%増加した。
- ◆相談者の内訳を見ると、労働者からの相談は73件（7.9%）、事業主からの相談が711件（77.1%）、その他が138件（15.0%）であった。
- ◆事業主からの相談が前年度より15.4%増加しているが、これは平成24年7月に改正育児・介護休業法が全面施行されたことによるものと見られる。
- ◆労働者からの相談73件のうち、「育児休業が取れない」など個別の労働者の権利の侵害等に関する相談は42件であった。

図1 相談件数の推移



- ◆相談内容別にみると、育児関係では「育児休業」が102件で最も多く、次いで「所定労働時間の短縮措置等」97件、「子の看護休暇」70件であった。
- ◆介護関係では、「介護休業」が60件、「介護休暇」58件、「所定労働時間の短縮措置等」45件の順であった。
- ◆改正育児・介護休業法により新設・拡充があった制度を中心に相談が多く寄せられた。
- ◆労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談の内容を見ると、「育児休業に係る不利益取扱い」が13件と前々年度・前年度に引き続き最も多かった。

図2 相談内容

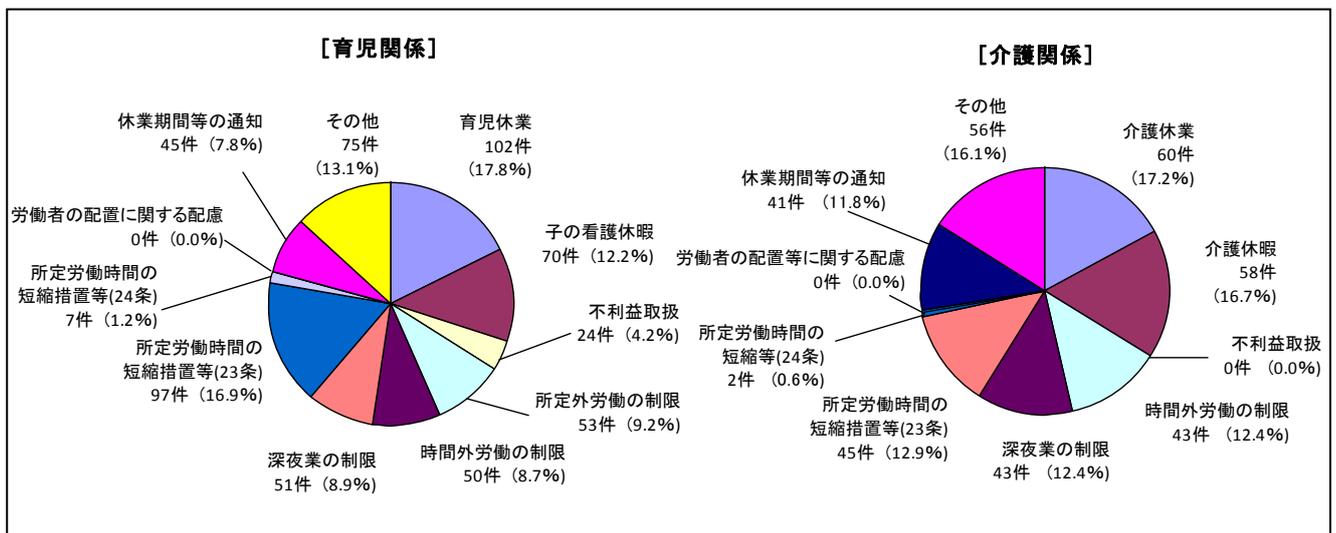


表1 相談内容の内訳の推移

(件)

相談内容	22年度			23年度			24年度			
			うち 労働者			うち 労働者			うち 労働者	
育児関係	育児休業	256	19.9%	13	114	23.6%	16	102	17.8%	17
	子の看護休暇	146	11.4%	5	54	11.2%	1	70	12.2%	9
	不利益取扱い	18	1.4%	12	19	3.9%	18	24	4.2%	16
	所定外労働の制限	79	6.1%	0	45	9.3%	2	53	9.2%	1
	時間外労働の制限	129	10.0%	0	40	8.3%	0	50	8.7%	1
	深夜業の制限	122	9.5%	2	45	9.3%	1	51	8.9%	3
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第1項、第23条第2項関係)	203	15.8%	6	80	16.6%	9	97	16.9%	13
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第1項)	4	0.3%	1	2	0.4%	1	7	1.2%	3
	労働者の配置に関する配慮	1	0.1%	1	2	0.4%	2	0	0	0
	休業期間等の通知	46	3.6%	0	27	5.6%	0	45	7.8%	1
	その他	281	21.9%	2	55	11.4%	5	75	13.1%	4
小計	1,285	100.0%	42	483	100.0%	55	574	100.0%	68	
5 介護関係	介護休業	173	21.8%	3	65	22.6%	6	60	17.2%	3
	介護休暇	84	10.6%	2	47	16.4%	1	58	16.7%	2
	不利益取扱い	0	0	0	1	0.3%	1	0	0	0
	時間外労働の制限	106	13.4%	0	35	12.2%	0	43	12.4%	0
	深夜業の制限	111	14.0%	0	38	13.2%	0	43	12.4%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第23条第3項関係)	131	16.5%	1	43	15.0%	0	45	12.9%	0
	所定労働時間の短縮措置等 (第24条第2項関係)	0	0	0	0	0	0	2	0.6%	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休業期間等の通知	43	5.4%	0	27	9.4%	0	41	11.8%	0
	その他	144	18.2%	0	31	10.8%	0	56	16.1%	0
小計	792	100.0%	6	287	100.0%	8	348	100.0%	5	
職業家庭両立推進者	0		0	0			0		0	
合計	2,077		48	770		63	922		73	

表2 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容

(件)

相談内容		22年度	23年度	24年度
育児関係	育児休業(期間雇用者の育児休業を除く)	7 (24.1%)	11 (23.9%)	5 (12.8%)
	期間雇用者の育児休業	1 (3.4%)	0	7 (17.9%)
	子の看護休暇	3 (10.3%)	0	1 (2.6%)
	育児休業に係る不利益取扱い	10 (34.5%)	14 (30.4%)	13 (33.3%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い	2 (6.9%)	4 (8.7%)	3 (7.7%)
	所定外労働の制限	0	2 (4.3%)	0
	時間外労働の制限	0	0	0
	深夜業の制限	2 (6.9%)	1 (2.2%)	2 (5.1%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	2 (6.9%)	7 (15.2%)	6 (15.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	0	1 (2.2%)	1 (2.6%)
	労働者の配置に関する配慮	1 (3.4%)	2 (4.3%)	0
	その他	1 (3.4%)	4 (8.7%)	1 (2.6%)
	小計	29 (100.0%)	46 (100.0%)	39 (100.0%)
介護関係	介護休業(期間雇用者の育児休業を除く)	0	4 (80.0%)	1 (33.3%)
	期間雇用者の介護休業	0	0	0
	介護休暇	0	0	2 (66.7%)
	不利益取扱い	0	1 (20.0%)	0
	時間外労働の制限	0	0	0
	深夜業の制限	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	その他	0	0	0
	小計	0	5 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	29	51	42	

◆労働者からの相談事例

- ・ 育児休業取得後、育児のため休みがちになると困るので、退職するか、パートになるよう言われた。
- ・ 育児休業の取得を申出たところ、契約を更新しないとされた。
- ・ 育児休業からの復職後、短時間勤務制度の利用を申出たところ、これまで利用者がいなかったため取得は難しい、パートになるように言われた。
- ・ 1年契約のパートだが、育児休業は取得できるのか。

## (2) 行政指導の状況

- ◆ 271事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、これらのうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された268事業所(98.9%)に対し、1,495件の行政指導を行った。
- ◆ 実施した行政指導のうち、79.7%が年度内に是正された。
- ◆ 指導内容としては、育児関係では、「育児休業」が172件、「子の看護休暇」が165件、「所定労働時間の短縮措置等」が157件、介護関係では、介護休暇が151件、「所定労働時間の短縮措置等」118件であった。
- ◆ 改正育児・介護休業法により新設・拡充された制度に係るものが多かった。

表3 行政指導件数の推移

(件)

指導内容		22年度	23年度	24年度
育児関係	育児休業	85 (21.9%)	116 (26.0%)	172 (17.4%)
	子の看護休暇	78 (20.1%)	40 (8.9%)	165 (16.7%)
	不利益取扱い	0	0	0
	所定外労働の制限	46 (11.9%)	9 (2.0%)	138 (14.0%)
	時間外労働の制限	74 (19.1%)	92 (20.6%)	123 (12.5%)
	深夜業の制限	7 (1.8%)	16 (3.6%)	33 (3.3%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	42 (10.8%)	59 (13.2%)	157 (15.9%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	56 (14.4%)	115 (25.7%)	199 (20.2%)
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	休業期間等の通知	0	0	0
小計	388 (100.0%)	447 (100.0%)	987 (100.0%)	
介護関係	介護休業	24 (20.0%)	44 (33.6%)	71 (17.1%)
	介護休暇	50 (41.7%)	9 (6.9%)	151 (36.4%)
	不利益取扱い	0	0	0
	時間外労働の制限	16 (13.3%)	21 (16.0%)	42 (10.1%)
	深夜業の制限	8 (6.7%)	17 (13.0%)	33 (8.0%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	22 (18.3%)	40 (30.5%)	118 (28.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮	0	0	0
	休業期間等の通知	0	0	0
小計	120 (100.0%)	131 (100.0%)	415 (100.0%)	
職業家庭両立推進者		16	32	93
合計		524	610	1,495

### (3) 紛争解決援助の状況

- ◆育児・介護休業法では、育児休業の取得や取得による不利益取扱い等に関する労使間の紛争が生じた場合、その紛争の解決のための助言を行うことにより早期解決を目指す「労働局長による紛争解決の援助」と、第三者機関である両立支援調停会議により調停案を示し紛争解決を援助する「調停制度」を設けている。
- ◆労働局長による紛争解決の援助の申立件数は1件であった。
- ◆過去3年間に申立を受理した6事案は、平成22年度の期間雇用者の休業に係る1事案を除き、いずれも育児休業に係る理由とした不利益取扱いに関する事案であった。
- ◆両立支援調停会議による調停の申請はなかった。

表4 労働局長による紛争解決援助の援助申立受理件数の推移

(件)

平成22年度	平成23年度	平成24年度
4	1	1